

(一社) 群馬県作業療法士会
弔慰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人群馬県作業療法士会（以下「本会」という。）の弔慰について定める。

(対象)

第2条 弔慰の対象は本会の正会員、および名誉会員とする。
その他関係者、関係団体にあたっては、会長、副会長が協議し対処する。

(弔慰)

第3条 正会員が死亡した場合は、弔電に加え、香典または供花1基のいずれかをもって弔慰とする。

(支出の基準)

第4条 弔慰については次の通り支出する。
(1) 香典については、1件につき1万円とする。
(2) 供花については、1基につき2万円を上限とする

(経費の支出)

第5条 経費の支出は、予備費を充てる。

(報告)

第6条 弔事等の事例が発生した場合は、関係者がすみやかに事務局に報告するものとする。

(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

附 則 1. この規程は、令和6年3月13日から施行する。